情報提供資料 2013年 4月 8日

JAPANESE INDIVIDUAL SAVINGS ACCOUNT

【投信調査室コラム】 日本版ISAの道 その7

日本版ISAと個人向け国債と国内債券ファンド ~2014年1月から始まる日本版ISAと個人向け国債大量償還~

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

2013年4月1日に野村総合研究所が公表した「金融ITフォーカス2013.4」の「特別号 資産形成支援制度『日本版ISA』への期待」に次の様な貴重な話が出ていた。 それは同研究所金融ITイノベーション研究部の金子久上級研究員の質問、「今回、日本版ISA口座で投資できる金融商品は、株式と株式投資信託に限定されています。対象となる金融商品は、増えていきますでしょうか?」に対して金融庁総合政策室の油布志行室長が回答したもの。 そのごく一部を下記に引用した。

「貯蓄から投資へ」という流れを後押しする制度ですので、預貯金は対象外にしています。金融庁としては、公社債・公社債投資信託も対象商品として要望を出しておりましたが、結論としては、今回の税制改正には盛り込まれておりません。ですが、平成28年1月以降は、公社債や公社債投信も対象になる可能性は十二分にあると思っています。 これには理由があります。現在、金融所得課税の一体化を別途進めています。 今回の改正で、公社債と公社債投信は、課税方式が変更された上で株式・株式投信等との損益通算が可能となります。この施行の時期が平成28年1月です。ですから、平成28年1月からは、株式・株式投信と公社債・公社債投信の課税方式・税率がすべて揃います。その段階で、公社債も公社債投信も日本版ISAで扱うことができるようになると期待しています。(以上が引用文で、下線は投信調査室が引いたもの)

2013年4月8日作成 日本の個人についての主な金融証券税制 国際投信投資顧問株式会社投信調査室作成				
予算年度	2007年度 (平成19年度) (2007年4月~ 2008年3月 (2009年3月 (2009年3月 (2009年3月 (2009年3月 (2009年3月		度) (平成25年度) (平成26年度) (平成27 ~ 2013年4月~ 2014年4月~ 2015年	(平成28年度) 4月~ 2016年4月~
暦年	(平成19 年) (平成20年) (平成21年) (3 4~12月 1~12月 1~12月	2010年 平成22年)(平成23年)(平成24年) 1~12月 1~12月 1~12月	2013年 2014年 2015年 (平成25年) (平成26年) (平成27年 1~12月 1~12月 1~12月	2016年 (平成28年) 1~12月 2017年 (平成29年) 1~3月
	自·公政権 (~2009年9月) 民·社·国 権 (~2010年	氏	自·公政権 (2012年12月~)	
上場株式・公 募株式投信 の譲渡益	0%の申告分離で申告不要可(*2 益が加わった)。 2013年(平成25 変更される為(復興特別所得税の %)。	年)1~12月は所得税が7%から	7.147%に から20.315%(所得税	15.315%、住民
募株式投信 の配当·分配 金(*元本払	10%の源泉徴収(申告不要)か申告 らの選択。2013年(平成25年)1〜 れる為(復興特別所得税の付加)	12月は所得税が7%から7.147% 、10.147%に(所得税7.147%、住員	に変更さ R税3%。	
上場株式·公 募株式投信 の損益通算			員益通算可。 3年繰越。 ける損益通算(自動的に)可能(:	*外国税額控除
	公社債等の利子所得は20%の源院・維所得(累進税率)。ただし、公の償還益は18%の源泉分離(購入当額特別徴収(一般的な買取請求募公社債投信の譲渡益は非課稅 尚、2013年(平成25年)からは所得加)、20.315%に(所得税15.315%、	、社債投資信託の償還益は20%時課税)、国内籍公募公社債投 で課税)、国内籍公募公社債投 で、解約請求の場合は に損失控除不可~無いものとさ は付け、 はが15%から15.315%に変更さ	の源泉分離課税。国内割引債 信の譲渡益は20%の源泉税相 に20%源泉分離課税)、外国籍公 れる)。 れる為(復興特別所得税の付	株式(投信)と公社 債投信)が損益 通算可。20.315% 申告分離課税。 18.378%源泉分離 課稅発行時割 引債は廃止。
非課税制度 2005年(平成17年)12月31日をもつて65歳以上の「高齢者マル俊制度、高齢者特別マル俊制度(350万円)」が廃止され、2006年(平成18年)1月1日からは「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル俊)」だけに。預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券で計350万円。 日本版ISA開設可(2014年1月1日~2023年12月31日)。				基公社債等運用投資
				2016年1月1日か ら公社債(投信)も 対象となる可能 性(金融庁要望)。

(出所: 日本の内閣府・金融庁・財務省・国税庁・政府税制調査会などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)



冒頭の「金融ITフォーカス2013.4」の引用文に「平成28年1月以降は、公社債や公社債投信も対象になる可能性は十二分にある」とあった。 これは2012年9月7日公表の金融庁「平成25年度 税制改正要望」に出ていた「対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること。」や、2013年1月24日公表の自由民主党・公明党「平成25年度 税制改正大綱」に出ていた「日本版ISAにおいて非課税の対象となる金融商品を拡大することについては、金融所得課税の一体化の進展や、『貯蓄から投資へ』の考え方、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点も踏まえつつ、今後、検討する。」と一致するものである。

[参考ホームページ]

野村総合研究所「金融ITフォーカス2013.4」・・・「 http://r31.smp.ne.jp/u/No/165857/e5H9d9eId5d9_1904/201304_ISA.html 」、金融庁「平成25年度 税制改正要望」・・・「 http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120907-2/01.pdf 」、自由民主党・公明党「平成25年度 税制改正大綱」・・・「 <a href="http://www.jimin.jp/policy/p

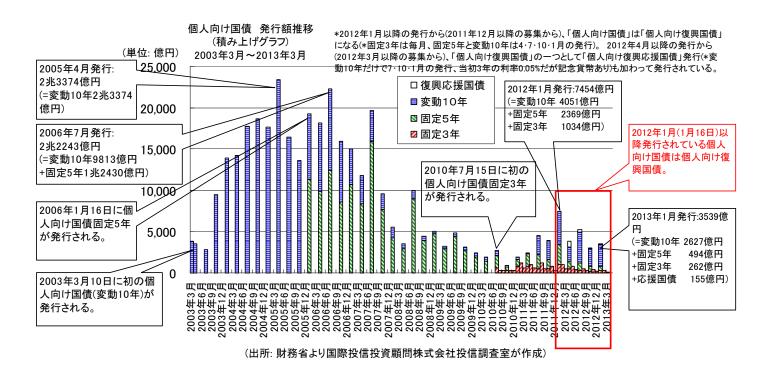
日本版ISAで個人向け国債が市場席巻?しかし個人向け国債の発行額は減少傾向。

2016年(平成28年)1月以降、公社債や公社債投信も日本版ISAの対象になると、どうなるだろう? 野村総合研究所が全国の生活者に対して実施した「NRI生活者1万人アンケート調査(金融編)2010」によれば、日本版ISAの主軸商品と考えられている投信の購入に関心のある人は9%であったのに対し、投信には関心がないが個人向け国債などの債券には関心があると言う人は7%であった。 また、有力投信専門誌「ファンド情報」の2012年10月22日号には「日本版ISAで投信市場はどう変わる 個人向け国債が市場席巻?」、「銀行の顧客は『個人向け国債ばかり買って、投信に資金が向かわない』 (メガバンク)恐れがある。」と言う意見が出ていた。 日本版ISAの対象となる公社債には個人向け国債が有力そうだ。

[参考ホームページ]

野村総合研究所「金融ITフォーカス2012.10」・・・「 http://www.nri.co.jp/opinion/kinyu_itf/2012/pdf/itf_201210_4.pdf 」。

個人向け国債の発行額推移を見る。 下記グラフの通りとなっている。



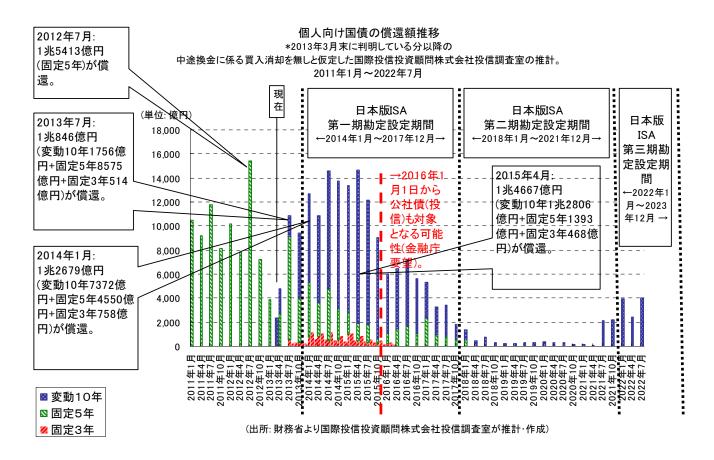


前頁グラフに示される通り、個人向け国債の発行額は減少傾向にある。 その主因は金利にある。 2013年4月に5年で 0.06%、3年で0.05%(←2013年1月は5年で0.13%、3年で0.07%)まで低下している。 もちろん今後金利が上昇すれば人気が回復して発行額も増える可能性はあるが、現状のままでは人気が回復しない可能性がある。

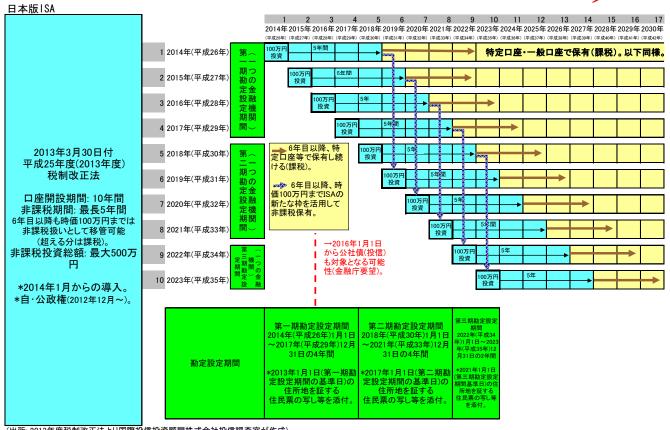
2014年から2015年をピークに個人向け国債が大量償還

2016年(平成28年)1月までに個人向け国債の大量償還される事も個人向け国債が日本版ISAを席巻しない理由になる。 一般的に見て、「個人向け国債が償還するが、取り合えず使う予定はない。 それであれば、非課税の日本版ISA口座で継続しよう。」と考えそうである。 しかし個人向け国債を含む公社債(投信)が日本版ISAの対象となるのは2016年1月以降の可能性が高く、その時には償還する個人向け国債が少なくなっている可能性が高いのである。

下記のグラフに個人向け国債の償還額推移(投信調査室推計)を作成した。 個人向け国債は、第一次大量償還(*2012年7月の1兆5413億円をピークとする)後、2014年1月の1兆2679億円から始まり2015年4月に1兆4667億円でピークを迎える第二次大量償還が来る事となっており、2016年1月からの公社債(投信)対象時は既に第二次大量償還のピークを過ぎている事がわかる。 もちろん、2016年1月まで、預金にでも入れて待てばいいかもしれないが、待ち切れない投資家もいると思われる。 また、待っても、日本版ISA口座で個人向け国債を扱わない金融機関もあるかもしれない。







(出所: 2013年度税制改正法より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

公社債(投信)が日本版ISAの対象となるかもしれない2016年1月は、第一期勘定設定期間(2014年1月~2017年12月)の 間であり、勘定設定期間内には、非課税口座を開設した金融機関の変更・追加は出来ない(後述※1)。 つまりその金融 機関で個人向け国債を扱わっていないと2016年からの個人向け国債投資は出来なくなる。 仮に取り扱っていたとしても、 2014年や2015年に株式(投信)の投資を行った投資家が、2016年と2017年は個人向け国債とする可能性は多くない様に 思われる。 ただ、中には2014年や2015年で日本版ISAを行ってこなかった投資家が2016年から個人向け国債で日本版 ISAを開始する事もあるだろう。 だが、個人向け大量償還後であり、その時、今の様な低金利であれば、やはり投資家 数は少ない様に思われる。

※1: 勘定設定期間内の金融機関変更・追加について…これは2013年3月30日に交付された税制改正法令に出ている 「居住者等は、同一の金融商品取引業者等に重複して非課税口座を開設することができないものとし、同一の勘定設定 期間に重複して非課税適用確認書を提出することができないものとする。」と言う文言が重要である(*2013年1月24日に 公表された自由民主党・公明党「平成25年度 税制改正大綱」や同1月29日に閣議決定された「平成25年度 税制改正 の大綱」と同じ)。 この文言により「一度開設した専用口座は以後4年間移管できない」(2013年4月3日付東洋経済オンラ イン)、「4年間は他の金融機関に移管できない。」(2013年4月8日付 エコノミスト臨時増刊)と言われている(*「4年間」とは 第一期及び第二期の勘定設定期間)。 ただ、ある金融機関に開設した非課税口座を非課税口座廃止届出書で解約(閉 鎖)、その後、別の金融機関で非課税口座を新たに開設する事が出来そうに思われる。 しかし、これも税務署の発行す る「非課税適用確認書は1回のみの発行になる」(金融ITフォーカス2013.4)との事、金融機関の変更も不可能となっている。 「参考ホームページ]

2013年3月30日付公布税制改正法令/平成25年3月30日付(特別号外 第6号)…「 http://kanpou.npb.go.jp/ 」、 2013年4月3日付東洋経済オンライン…「 http://toyokeizai.net/articles/-/13521 」、2013年4月8日付 エコノミスト臨時増刊 ・・・「 http://mainichi.jp/ 」、財務省(2013年度税制改正法では変わっていない2010年度税制改正法の日本版ISAの非課 税口座廃止届出書について)…「 http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/04_P103_147.pdf 」、 野村総合研究所「金融ITフォーカス2013.4」・・・「 http://r31.smp.ne.jp/u/No/165857/e5H9d9eId5d9_1904/201304_ISA.html 」。



2014年や2015年に課税上株式投資信託の国内債券ファンドを検討する余地

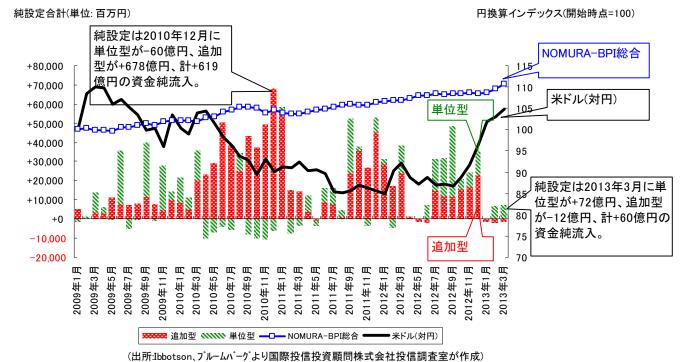
2014年1月以降、個人向け国債のリスク・リターンに近い投資を日本版ISAで行いたい投資家はどうしたら良いだろう? 特に2014年1月の1兆2679億円から始まり2015年4月に1兆4667億円でピークを迎える個人向け国債大量償還を受ける投資家、さらに2016年1月に個人向け国債が日本版ISAの対象となるまで待ち切れない投資家はどうすれば良いか? それ以前に、2016年1月に個人向け国債が日本版ISAの対象とならない可能性もある。

国内債券ファンドを検討する余地がある。 ただし、それは「当ファンドにおける課税上の取り扱いは株式投資信託となります。」と投資信託説明書(交付目論見書)に出ているものである(後述※2)。これであれば、国内債券ファンドでも2014年1月から日本版ISAの対象となる。 こうした国内債券ファンドは、2010年の様に円高リスクが高まった時や2012年の様に個人向け国債の第一次大量償還(*2012年7月の1兆5413億円をピークとする)があった時に人気を集め、ここ最近は円安傾向で個人向け国債の第一次大量償還も終えており、純設定も低迷している(*2013年1~3月は追加型だけでなら純流出)。 しかし、日本版ISAが開始される2014年1月以降については個人向け国債の大量償還(*2014年1月の1兆2679億円から始まり2015年4月に1兆4667億円でピークを迎える)もあり、再び人気となる可能性はあると思われる。 日本版ISAのあまり指摘されていない注目点である。

日本籍の 国内債券ファンド(単位型とETFを除く追加型)のファンド形態別純設定の推移 (2009年1月 ~ 2013年3月 、月次データ)

*国内債券ファンド(単位型とETFを除く追加型)… 2013/03/29 現在459本ある現存ファンドについて。

円換算インデックス…NOMURA-BPI総合と米ドル(対円)



※2: 課税上公社債投資信託の国内債券ファンド・・・投資信託説明書(交付目論見書)に「課税上の取扱いは公社債投資信託となります。」と出ている国内債券ファンドとしては、MMF(マネー・マネージメント・ファンド)、MMFの法人版であるFFF(フリー・ファイナンシャル・ファンド)、証券総合口座用のMRF(マネー・リザーブ・ファンド)、そして「第〇回公社債投資信託〇〇月号」などと言う投信がある。 これら課税上の公社債投信は2014年1月からの日本版ISAの対象となっておらず、2016年1月以降に公社債と共に日本版ISAの対象となる可能性があるとされている。

以 上 (投信調査室 松尾、窪田)



本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではあり ません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 〇本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 〇本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 〇本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 〇本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。

本資料中で使用している指数について 「NOMURA-BPI総合」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社 は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる国際投信投資顧問株式会社の事業活 動・サービスに関し一切の責任を負いません。